

会計年度任用職員(生活保護経理事務員、保護・援護生活相談員、生活保護債権管理員)募集要項

令和8年1月

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

この募集要項をご覧になる方へ

生活保護経理事務員、保護・援護生活相談員、生活保護債権管理員の募集は年齢不問です。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

| 選考区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容等 |
|---------------|----------|--|
| 生活保護 経理事務員 | 7名 程度 | <p>東区、中区、昭和区、港区、天白区のいずれかの区役所、楠支所又は南陽支所において、次の業務に従事していただきます。</p> <p>【任用直後】</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護受給者に対する保護費等の支払いに係る事務の補助② 債権管理等の経理事務の補助③ 資産調査及び扶養能力調査等の生活保護事務の補助④ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務 <p>【変更の範囲】 変更なし</p> |
| 保護・援護生活相談員 | 6名 程度 | <p>中村区又は熱田区のいずれかの区役所において①③の業務、若しくは北区、中村区、中区のいずれかの区役所又は健康福祉局保護課において②③の業務に従事していただきます。中村区における①の業務の担当地域は、西区、中村区、中川区、港区で、熱田区における①の業務の担当地域は、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区です。</p> <p>【任用直後】</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内の公園等に野宿する住居のない者等を訪ね、巡回相談、生活実態の把握、生活保護を始めとする福祉援護施策の説明及び関係機関との連絡調整に関する計画立案及び実施業務② 社会福祉事務所に来所した相談者等に対する、面接相談、生活実態の把握、生活保護を始めとする福祉援護施策の説明及び関係機関との連絡調整に関する計画立案及び実施業務③ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務 <p>【変更の範囲】 変更なし</p> |
| 生活保護 債権管理員 | 6名 程度 | <p>西区、昭和区、熱田区、守山区、名東区のいずれかの区役所又は富田支所において、次の業務に従事していただきます。</p> <p>【任用直後】</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護法に関する返還金・徴収金等を滞納している世帯への電話や文書による納付催告業務② 生活保護債権管理簿の整理業務③ 債務者の所在調査や相続人調査業務④ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務 <p>【変更の範囲】 変更なし</p> |

※ 採用予定人員・配属区は変更する場合があります。採用後の年度途中に異動することはありません。

※ 制度改正等により、上記以外の関連業務を行っていただく場合があります。

2 受験資格

次の(1)～(3)すべての要件を満たすことが必要です(年齢不問)。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主

- 張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
(2) パソコン（主に Microsoft Word・Excel）の基本的な操作ができる方
(3) 次のいずれかの要件を満たす方（令和 7 年 12 月 31 日時点）

ア 生活保護経理事務員

- ① 企業又は公的機関等において、経理事務（請求又は支払事務のみも含む）の経験が 1 年以上ある方

イ 保護・援護生活相談員

- ① 社会福祉士資格を有する方
② 精神保健福祉士資格を有する方
③ 介護支援専門員資格を有する方
④ 福祉事務所における相談業務、社会福祉事業における相談業務又は生活困窮者に対する相談業務の従事経験が 3 年以上ある方

ウ 生活保護債権管理員

- ① 債権回収関連業務の従事経験が 1 年以上ある方
② 福祉事務所での生活保護業務の実務経験が 1 年以上ある方

3 選考について



(1) 申込書類

| | |
|--------------|---|
| 履歴書 | 別添「履歴書」（両面印刷）を使用してください。 3か月以内に撮影された写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入してください。 |
| 論文 | 別添「論文試験 問題兼解答用紙」（両面印刷）に黒インク・黒色ボールペンを使用し、必ず受験者が自筆で記入してください。 |
| 資格確認 書類 | 「2 受験資格」の(3)のイ①～③に該当する方は、合格又は登録していることが確認できる書類を A4 サイズにコピーしてください。 |
| 受験票 送付用封筒 | 定形サイズの封筒の表面に郵便番号・住所・氏名を記入の上、110 円切手を貼ってください。 |

- ※ 申込書類に不備がある場合は受付できません。
- ※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。
- ※ 異なる選考区分及び同日に保護課が選考を行う会計年度任用職員（生活保護年金等調査員、生活保護就労支援員、訪問活動支援員、生活保護居宅生活支援員、医療・介護扶助事務員、中国残留邦人等生活支援員、中国残留邦人等生活支援通訳者）との併願はできません。

(2) 申込期間及び方法

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 23 日（金）（必着）まで に
名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課へ郵送又は直接お持ちください。

- ※ 郵送の場合は、封筒の表面に「**生活保護〇〇員応募**」又は「**保護・援護生活相談員応募**」と選考区分を朱書きしてください。

(3) 試験内容

| 選考 | 会場 | 日程 | 集合時刻 | 内容 | 配点 |
|------|---|--------------------|--------|------|--------|
| 筆記試験 | | 申込時に提出 | | 論文 | 30 点満点 |
| 面接試験 | 中土木事務所ビル 9 階第 1 研修室 (名古屋市中区千代田 1 丁目 5-8) | 令和 8 年 2 月 15 日（日） | 受験票に記載 | 個別面接 | 60 点満点 |

- ※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は総合得点に関わらず不合格となります。
- ※ 面接試験は申込者全員に実施します。

(4) 受験票の発送

令和8年2月6日（金）以降に受験票を発送します。面接試験日にお持ちください。

(5) 試験結果の通知

受験者全員に郵送で通知（令和8年2月27日（金）以降に発送予定）し、選考結果発表日から約1週間、合格者の受験番号を名古屋市公式ウェブサイトにて掲載します。電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

4 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです（採用後1月間は条件付採用期間です）。また、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります（再度の任用は4回まで）。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されない場合があります。
- (3) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され欠員の状況に応じ逐次採用されます。よって、希望する勤務地以外へ配属する場合があります。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和9年3月1日までです。
- (4) 今回の採用は、令和8年度予算の成立を条件とします。

5 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

| 請求できる人 | 開示内容 | 請求期間 | 請求方法 |
|-------------------------|------------------------|---|--|
| 不合格者 又は不合格者の委任による代理人 | ・試験順位 ・得点 ・合格基準点 | 結果発表日からその翌月同日まで (閉庁日の場合は翌開庁日まで) 9：00～12：00、 13：00～17：00 (土・日・祝・振替休日を除く) | <p>【受験者本人の場合】 申込先において、運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）を提示して口頭で申出てください。</p> <p>【代理人の場合】 申込先において、①代理人の運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）②不合格者の本人確認書類の複写物③不合格者の受験票または選考結果通知書④代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状を提示・提出して口頭で申し出てください。</p> |

※ 開示請求は市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書等）に不足がある場合は開示できません。

6 勤務条件

| | | | |
|---------------------------|--|----------|-----------|
| 報酬 | 生活保護経理事務員 | | |
| | 月額 172,098円から 209,848円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴卒業後の経過年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当・勤勉手当等を支給 | | |
| 【報酬の例】 令和7年12月1日現在 | | | |
| | 高卒新卒（基準学歴） | 高卒後4年 | 高卒後7年（上限） |
| | 172,098円 | 190,528円 | 209,848円 |

| | | | | | | | |
|--|--|------------|-------|------------|----------|----------|----------|
| 報酬 | 保護・援護生活相談員 月額 186,255円から 232,730円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴卒業後の経過年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、特殊勤務手当（日額400円）、期末手当・勤勉手当等を支給 【報酬の例（月に21日勤務した場合）】令和7年12月1日現在 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>高卒新卒（基準学歴）</td><td>高卒後4年</td><td>高卒後12年（上限）</td></tr> <tr> <td>194,655円</td><td>212,906円</td><td>241,130円</td></tr> </table> | 高卒新卒（基準学歴） | 高卒後4年 | 高卒後12年（上限） | 194,655円 | 212,906円 | 241,130円 |
| 高卒新卒（基準学歴） | 高卒後4年 | 高卒後12年（上限） | | | | | |
| 194,655円 | 212,906円 | 241,130円 | | | | | |
| 生活保護債権管理員 月額 172,098円から 219,463円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴卒業後の経過年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当・勤勉手当等を支給 | | | | | | | |
| 【報酬の例】令和7年12月1日現在 | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>高卒新卒（基準学歴）</td><td>高卒後4年</td><td>高卒後14年（上限）</td></tr> <tr> <td>172,098円</td><td>190,528円</td><td>219,463円</td></tr> </table> | | 高卒新卒（基準学歴） | 高卒後4年 | 高卒後14年（上限） | 172,098円 | 190,528円 | 219,463円 |
| 高卒新卒（基準学歴） | 高卒後4年 | 高卒後14年（上限） | | | | | |
| 172,098円 | 190,528円 | 219,463円 | | | | | |
| 勤務時間 | 生活保護經理事務員、生活保護債権管理員 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで（※） | | | | | | |
| | 保護・援護生活相談員 月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後3時45分まで（※） | | | | | | |
| ※配属先の状況により、午前8時45分から午後5時30分までの間ににおいて1日6時間（1時間の休憩を除く）<週30時間> | | | | | | | |
| ※年に数回程度、上記の勤務時間より始業・就業時刻が変わる場合がありますが、1日6時間勤務は変わりません。 | | | | | | | |
| 休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで） | | | | | | |
| 休暇 | 年次休暇、産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、介護休暇等 | | | | | | |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり | | | | | | |

- ※ 給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合でも通知等は行いません。

7 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

申込・お問合せ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎1階）

電話：052-972-2552 FAX：052-9727-4148 担当：脇田・加畑

○来庁及び試験会場への来場の際は公共交通機関をご利用ください。

○来庁及びお問合せは、月曜日から金曜日（祝日及び振替休日を除く）の

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで